

美浜区地域活性化支援事業に係る実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、美浜区自主企画事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）による「美浜区地域活性化支援事業」の活動支援等について必要な事項を定める。

(対象団体)

第2条 要綱第2条第1項第1号に定める地域活性化支援事業の補助対象団体は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 1年以上継続して活動していること。又は今後1年以上継続して活動する見込みがあること。
- (2) 団体の事務所が千葉市内にあること。（団体の事務所を有していない場合は、代表者が千葉市内に居住しているもの。）
- (3) 当該団体又はその役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）が、千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 団体の代表者は、未成年者ではないこと。（ただし、代表者が未成年者である団体において、当該支援事業の実施に関し、事業の申請までに書面にて保護者もしくは在学・在勤などする所属する組織の承諾を得ている場合を除く。）

(事業の条件等)

第3条 要綱第2条第1項第1号に定める事業は、次の各号にすべて該当しなければならない。

- (1) 主として美浜区内での活動であること。
- (2) 事業の実施者が自発的に計画し、責任をもって運営にあたるものであること。
- (3) 同一内容の事業について、本補助金もしくは美浜区区民ふれあい事業における魅力ある美浜区づくり活動支援に係る補助金の交付を3回以上受けていないこと。（地域拠点支援事業における、改装費及び事業開始経費の補助金交付を受けられるのは初年度の1回に限る。令和2年度に要綱第5条の規定による通知を受けた者については、要綱附則第3項の規定によるものとする。）

(対象外となる事業)

第4条 要綱第2条第1項第1号に定める事業は、次に掲げる事業に該当してはならない。

- (1) 政治活動、選挙活動、宗教活動又は公益を害する活動を行っている団体の事業
- (2) 特定団体の構成員のみを対象とする事業
- (3) 資格・免許等の取得誘導又は特定の流派や組織の宣伝・勧誘を行う事業
- (4) 本市からの補助、助成及び委託を受けている事業
- (5) 講演会・イベントの開催のみを目的とした事業
- (6) 自主財源等により実施していた新規性のない事業

(審査)

第5条 要綱及びこの要領に定める事項を満たしているか否かの判定について、次の各号に掲げる審査を行うものとする。

(1) 書類による審査

(2) プレゼンテーションによる審査（ただし、地域拠点支援事業における家賃補助を既に受けている団体が継続して申請する同一事業については免除することができる。）

2 前項の審査にあたっては、外部のアドバイザーの意見を参考にすることができるものとする。

3 第1項の審査の詳細は、別に定めるものとする。

(報告会等)

第6条 区長は、要綱による補助金の交付決定を受けた団体に対し、区長の指定する事業報告会等へ出席を求めることができる。

(公表)

第7条 区長は、千葉市情報公開条例（平成12年千葉市条例第52号。以下「条例」という。）第23条及び第24条の趣旨にのっとり、以下に掲げる場所等において、要綱による補助金の交付を受けた団体から提出のあった書類（条例第7条に定める「不開示情報」を除く。）又はその写しを一般の閲覧に供するものとする。

(1) 閲覧場所 美浜区役所3階 地域づくり支援課事務室内

(2) 閲覧時間 美浜区役所地域づくり支援課の執務時間

(3) 閲覧期間 補助金の交付を決定してから5年間

2 区長は、要綱による補助金の交付を受けた団体に対し、前項と同様の方法により、団体自ら一般の閲覧に供するよう求めることができる。ただし、前項第3号に定める期間については2年間とする。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

2 魅力ある美浜区づくり活動支援等に係る実施要領（平成23年5月18日施行）は、平成25年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。